証券コード：9766

2009年６月４日

株　主　各　位

東京都港区赤坂九丁目７番２号
コナミ株式会社
代表取締役社長　上月景正

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2009年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

３頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2009年６月25日（木曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　2009年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都品川区東品川四丁目10番１号
コナミスポーツクラブ本店「アリーナ」
（本冊子裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第37期（2008年４月１日から2009年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第37期（2008年４月１日から2009年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

４．その他議決権行使に係る事項

１．郵送による議決権行使において各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

２．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.konami.co.jp）に掲載させていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

１．インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、2009年６月25日（木曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

(4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

２．議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ＩＣＪ）が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

インターネットにより議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ】

　インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120－186－417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会>　0120－176－417（平日午前９時～午後５時）

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2008年４月１日
至　2009年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、米国の金融危機に端を発した世界的な金融不安の広まりから、景気の後退、円高等の影響及び消費マインドの低下により、厳しい経済環境となりました。

当社グループに関連する娯楽産業（エンタテインメント）におきましては、アミューズメント施設市場では、信用収縮等による影響で厳しい状況にありましたが、家庭用ゲーム市場では、北米・欧州を中心に堅調に推移いたしました。

健康産業におきましては、メタボリックシンドローム対策等、健康維持・増進に対する需要と関心の高まりが期待されますが、雇用環境の悪化や個人消費の抑制が続いており、厳しい市場環境となりました。

このような状況のもと、デジタルエンタテインメント事業におきましては、2008年６月に全世界で同時発売した「METAL GEAR SOLID 4 GUNS OF THE PATRIOTS」が順調な売上を記録いたしました。また、カードゲーム商品の販売も堅調に推移いたしました。

健康サービス事業におきましては、直営施設の新規出店、受託施設の拡大、健康管理のIT化や新たな健康増進プログラムの導入に加え、健康商品の拡充を行い、施設内外の健康を支援するサービスの向上に努めました。

ゲーミング＆システム事業におきましては、北米市場を中心に「K2V」シリーズ、「Advantage 5」等スロットマシンの販売及び「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」やパーティシペーション（プロフィットシェア形式の機器販売方法）による販売が順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高の3,097億７千１百万円（前連結会計年度比4.2％増）となりましたが、健康サービス事業の構造改革費用（固定資産の前倒償却等）として約111億円を計上したこと等により、営業利益は273億６千１百万円（前連結会計年度比19.1％減）、税引前当期純利益は247億１千９百万円（前連結会計年度比24.7％減）、当期純利益は108億７千４百万円（前連結会計年度比40.7％減）となりました。

事業部門別の状況

（デジタルエンタテインメント事業）

2008年６月に全世界で同時発売した「METAL GEAR SOLID 4 GUNS OF THE PATRIOTS」が、米国大手ゲームサイト「GameSpot」主催の「GameSpot's Best of 2008」において「Game of The Year（年間最優秀作品）」を受賞したのをはじめ、米国や欧州のサイト年間表彰で合計６つの「年間最優秀作品」を獲得する等、そのブランド力を如何なく発揮し、「メタルギア」シリーズの合計販売本数は475万本を超え、順調に販売数を伸ばしました。

2009年３月には、「METAL GEAR SOLID 4 GUNS OF THE PATRIOTS」の世界観を活かした「METAL GEAR SOLID TOUCH」をiPhone/iPod touch向けに日本・北米・欧州で配信開始し、日本では配信初日にApp Storeのアプリケーションランキングで１位を獲得する等、人気を博しております。さらに、オンラインアクションゲーム「METAL GEAR ONLINE」は、サービス開始以降、2009年３月末で全世界累計130万アカウントを記録しました。

なお、「メタルギア」シリーズを一貫して指揮してきた監督の小島秀夫は、長年にわたる制作活動がゲーム業界全体に大きな影響を与えた事を評価され、「Game Developers Choice Awards」にて「生涯功労賞」を受賞しました。

また、サッカーゲームシリーズの最新作である「WORLD SOCCER Winning Eleven 2009」（欧米名「PRO EVOLUTION SOCCER 2009」）は、欧州サッカー連盟（UEFA）とライセンス契約を締結し、待望の「UEFA CHAMPIONS LEAGUE」モードを搭載することでさらに商品力を高め、シリーズ全体で848万本の販売を記録しました。

国内では、アーケードで稼働中の「クイズマジックアカデミー」のニンテンドーDS版「QUIZ MAGIC ACADEMY DS」、魔法学校でのキャンパスライフを楽しむコミュニケーションソフト「とんがりボウシと魔法の365にち」や、ファンタジーRPG「幻想水滸伝ティアクライス」を発売し、好評を博しました。また、アニメタイトル「ペンギンの問題　最強ペンギン伝説！」や、定番の野球タイトルである「パワプロクンポケット11」、「実況パワフルプロ野球2009」、「実況パワフルプロ野球NEXT」も堅調に推移する等、安定した収益を獲得しました。

業務用ビデオゲームでは、全国のアミューズメント施設をネットワークで結ぶ“e-AMUSEMENT”サービスを活用した、カード競馬シミュレーションゲーム「HORSERIDERS」や、シリーズ最新作「麻雀格闘倶楽部７」が引き続き好評を博しております。また、シリーズ最大ボリューム・514種類のプロ野球選手カードを採用した「BASEBALL HEROES 2008 制覇」や、オンライン対戦クイズゲームの最新作「クイズマジックアカデミー６」、欧州クラブ126チームを搭載した「WORLD SOCCER Winning Eleven ARCADE CHAMPIONSHIP 2008」が堅調に推移しました。

業務用メダルゲームでは、大型マスメダル機「FantasicFever 3」が好調な売上を記録したほか、超大型マスメダル機「GRANDCROSS PREMIUM」や、ダンジョンRPGの要素を盛り込んだ「ETERNAL KNIGHTS 2」、シングルプッシャー機としてははじめて“e-AMUSEMENT”サービスを活用したタワープッシャーシリーズの「WONDERMARCH」、「METEOR SPARK」が堅調に推移しましたが、10月以降は厳しい市場環境の影響が顕在化しており、商品需要にも変化が見受けられます。

カードゲームでは、「遊戯王トレーディングカードゲーム」シリーズが、引き続き好調な売上を記録いたしました。

北米では、引き続き「DanceDanceRevolution」シリーズや、マルチプラットフォーム展開した「KARAOKE REVOLUTION American Idol ENCORE 2」が堅調に推移したほか、前期に発売した「DanceDanceRevolution SuperNOVA 2」、「DanceDanceRevolution HOTTEST PARTY」、「KARAOKE REVOLUTION American Idol ENCORE」のリピート販売も好調に推移しました。また、「悪魔城ドラキュラ」（海外名「Castlevania」）シリーズの根強い人気を受け、ニンテンドーDS向け「Castlevania Order of Ecclesia」も好調に推移しました。

欧州では、「DancingStage HOTTEST PARTY」が好調に推移したほか、「サイレントヒル」シリーズの最新作「Silent Hill: Homecoming」が堅調に推移しました。また、新作のサッカータイトルに加えて、前期に発売した「PRO EVOLUTION SOCCER 2008」が根強い人気を維持し、特にWii版が好調に推移いたしました。さらに、マルチプレーヤーでオンライン対戦可能なドライブゲーム、プレイステーション３向け「GTI Club+ RALLY COTE D'AZUR」をプレイステーションストアにて配信開始いたしました。

以上の結果、当事業の連結売上高は1,876億２千８百万円（前連結会計年度比4.9％増）となりました。

（健康サービス事業）

昨年来の金融不安の影響等により企業業績が悪化するとともに、雇用や所得への先行き不透明感から個人消費の抑制傾向が継続し、スポーツクラブ業界では、新規出店や会員獲得における厳しい競争が続いております。

そのような状況の下、当社グループでは新規出店や商品ラインナップの拡大を通じ、施設内外のサービスと販売品目の両面における品質向上に努めました。

直営施設運営事業においては、2008年４月に新長田（兵庫県）、６月に武蔵小杉（神奈川県）と今里（大阪府）、11月には和泉中央（大阪府）と川口（埼玉県）の５施設を新規にオープンするとともに、10月には加古川（兵庫県）にて既存施設の規模を拡大し、移転建替えしました。施設には、露天風呂、歩行専用プール、女性専用ウェルネスルーム、従来よりも規模を拡大したマシンジムを設置する等、それぞれの地域の特色にあわせたサービスの提供に努めました。

また、当社オリジナルの専用マシンによるトレーニングからサプリメントや施設外での健康管理まで、一貫してサポートする独自のメタボリックシンドローム対策プログラム「Targeting Waist Program（ターゲティングウエストプログラム）」を2008年８月に全国の直営施設で一斉導入し、健康意識の高まる会員様へ当社グループならではのサービスを提供いたしました。
受託施設運営事業におきましては、川口市立戸塚スポーツセンター（埼玉県）や湿原の風アリーナ釧路（北海道）をはじめとする９施設を加え、公共施設等の運営に当社グループのノウハウや実績を活かしながら、地域社会の皆様の健康増進を推進いたしました。
以上の結果、2009年３月期末現在の当社グループの運営施設数は、直営施設と受託施設とを合わせて全国345施設となりました。
健康商品事業では、従来のノウハウをコンパクトな家庭用に凝縮させたウォーキングマシン「エアロウォーカー2200」や、ゼリータイプのプロテイン飲料「プロテインプロ」等をはじめとした新商品を発売し、好評を博しております。また、2008年12月には携帯サイト「コナミスポーツクラブ」の大幅なリニューアルを行うとともに、運動や食事の内容を記録して必要な消費カロリーや栄養バランスを閲覧・分析できる新サービスの提供を開始しました。コナミスポーツクラブのIT健康管理システム「eーエグザス」との連動によりクラブ内での運動履歴の自動記録も可能となり、健康管理のIT化や新商品展開を通じて施設内外のサービス拡充を推進いたしました。
以上の結果、当事業の連結売上高は899億６千５百万円（前連結会計年度比4.0％増）となりました。

（ゲーミング＆システム事業）
北米市場においては、当社グループ初の５リールメカニカルスロットマシン「Advantage 5」シリーズや定番化したビデオスロットマシン「K2V」シリーズの販売が順調に推移いたしました。また、安定的な収益が確保できるパーティシペーション（プロフィットシェア方式）による機器販売や、保守・サービスによる定期収益が確保できる「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」の販売も増加しており、順調に市場シェアを獲得しております。そして、中南米市場についても代理店網整備を進め、本格的な販売を開始いたしました。
一方、豪州市場では、経済の低迷や、主要州における設置台数制限、クラブやパブでの喫煙場所設置規制及び税制改正等の影響により需要が減少し、当社グループのスロットマシンの販売に影響しております。こうした市場環境下、当社グループでは豪州初の「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」の大手カジノグループへの本格的な導入やメカニカルスロットマシン「Advantage 5」の販売を行い、新商品の継続的な投入や既存顧客に

対するサービスの向上、豪州国内外における新規顧客の獲得により売上改善に努めております。
　また、「Global Gaming Expo Asia」（６月/マカオ）、「South American Gaming Suppliers Expo」（10月/アルゼンチン）、「Global Gaming Expo」（11月/ラスベガス）、ヨーロッパ最大のゲーミング展示会「International Gaming Expo」（2009年１月/ロンドン）、ニューサウスウェルス州の施設マネジャーが集まる展示会「CMAA Hospitality Gaming Expo」（３月/シドニー）等、世界各地の様々な展示会に出展し、北米で注目を集めている「Advantage 5」シリーズや「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」、新しいコンテンツや新しいコンセプトのフリーゲームを搭載した「K2V」シリーズのほか、現在開発中の次世代筐体「Podium」を展示し高い注目を集めました。
　以上の結果、当事業の連結売上高は183億３千６百万円（前連結会計年度比0.7%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達等の状況

　当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額68億１千２百万円となりました。主な内容としましては、制作機材関連に係る投資やスポーツクラブ施設の新規出店投資並びに改装関連投資等であります。
　資金調達につきましては、手元現預金と営業活動からのキャッシュフローにより、上記の設備投資をはじめとする資金需要に対応してまいりました。当連結会計年度におきましては、2008年12月に手元資金にて株式会社コナミスポーツ＆ライフ第３回普通社債（50億円）を償還いたしました。
　当社は、2006年11月に将来における資金需要に柔軟に対応できる手元流動性の確保を目的とした５年間のコミットメントライン（200億円）の設定を行っております。引き続き機動的な事業運営に対応できるよう、充分な手元流動性と資金調達枠の確保に努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移（米国基準）

	第34期 (2006年３月期)	第35期 (2007年３月期)	第36期 (2008年３月期)	第37期 (当連結会計年度) (2009年３月期)
売上高（百万円）	262,137	280,279	297,402	309,771
営業利益（百万円）	2,481	28,145	33,839	27,361
当期純利益（百万円）	23,008	16,211	18,345	10,874
１株当たり当期純利益（円）	175.86	118.15	133.63	79.30
総資産（百万円）	302,637	304,657	319,248	301,670
純資産（百万円）	163,815	174,662	182,759	178,632

（注）１．企業集団の財産及び損益の状況の推移は、米国預託証券の発行等に関して要請されている会計処理の原則及び手続き並びに表示方法、すなわち、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

２．第34期は、健康サービス事業に属する有形固定資産及びその他の無形固定資産について、米国の鑑定評価会社による評価を行い、帳簿価額が公正価額を超過すると認められたため、197億１千３百万円の減損処理を行いました。

３．第37期は、健康サービス事業の構造改革費用（固定資産の前倒償却等）として111億２千１百万円を計上いたしました。

② 当社の財産及び損益の状況の推移（日本基準）

	第34期 (2006年３月期)	第35期 (2007年３月期)	第36期 (2008年３月期)	第37期 (当期) (2009年３月期)
営業収益（百万円）	122,591	7,196	25,478	21,456
経常利益（百万円）	19,291	1,278	20,475	15,721
当期純利益（百万円）	16,572	988	17,395	9,454
１株当たり当期純利益（円）	124.75	7.16	126.70	68.95
総資産（百万円）	202,303	168,423	178,565	180,952
純資産（百万円）	153,339	139,179	149,272	146,136

（注）当社は、2006年３月31日付でデジタルエンタテインメント事業を会社分割し、純粋持株会社体制に移行しておりますので、第35期以降は純粋持株会社としての数値となっております。

(4) 対処すべき課題

（世界経済の急速な変化に対応する強固な組織の構築）

景気は急速に悪化しており、世界経済の一層の下振れ懸念等、さらに景気を下押しするリスクが存在する状況であり、先行き不透明な状況が続いております。当社グループが事業展開しております「デジタルエンタテインメント事業」、「健康サービス事業」、「ゲーミング＆システム事業」を取り巻く環境においても、消費者心理の冷え込み等からくる影響が懸念されます。

また、一方で当社グループが展開する事業環境において、ネットワーク環境整備が進む中で、ユーザーの様々な情報が共有されるようになり、嗜好の多様化とともにコミュニティーの形成が進んでおります。

めまぐるしく変化する市場環境に適切に対応し、柔軟かつ継続的な事業体へと進化するため、当社グループは純粋持株会社体制に移行しグループの経営と各事業の業務執行を明確に分離しております。各事業のグローバル化を推進するにあたり、各市場のニーズに的確に対応するとともに事業ごとの機動的な展開を促進するため、2008年４月より市場責任者体制から事業責任者体制に移行いたしました。これによって、より柔軟かつ迅速な意思決定を図り、スピード感溢れる事業運営を推進してまいります。

（収益性の向上と成長分野への経営資源投入）

デジタルエンタテインメント事業におきましては、ハードメーカーによる家庭用新型プラットフォームが出揃い、過去のプラットフォームと比較しても、急速に普及、拡大を続けております。各プラットフォームは、それぞれ特徴をもった新しい遊び方の提案を行っており、これまでゲームにあまり興味を示さなかったユーザーが増加し、ユーザー層の広がりを見せております。また、北米、欧州のみならず世界的な市場の広がりが加速しております。さらに、家庭用、業務用、携帯電話、パソコン等の様々なプラットフォームにおいてオンライン環境が整い、ネットワークによる繋がりを重視した新しい遊び方を求めるユーザーが増加してきております。

このように「多様性」、「グローバル化」が求められる中、より選択と集中を行い最適な経営資源の投入を図ってまいります。

健康サービス事業においては、健康志向の高まりと団塊世代の退職による余暇時間の拡大を背景に、コナミスポーツクラブの出店及び受託事業を行ってまいりました。今後、健康志向は、ますます高まる一方で、その嗜好性やライフスタイルは多様化を見せることが想定される中、さらなる成長を図っていくために、スポーツクラブ、外出先、家庭での様々な生活場面における運動履歴や健康増進のためのデータを継続的に提供するオリジナルIT健康管理システムの強化や、新しいサービスの提供、さらにはサプリメントの提供といった付加価値づくりにも積極的に取り組んでまいります。

ゲーミング＆システム事業がビジネス展開しておりますカジノ市場は、世界的な景気後退の影響を受け、ラスベガスなどのカジノ運営オペレーターに影響を与えておりますが、世界各国、地域では合法化が進み、年々その数は増加しております。これにより、スロットマシンの製造、販売に加えて、安定的な収益が確保できるパーティシペーション方式、カジノマネジメントシステムを展開する当社グループにとって、ビジネスチャンスが継続的に拡大しております。今後は、他社との戦略的提携等も視野に入れ、業績拡大を図ってまいります。

当社グループは、既存のデジタルエンタテインメント事業、健康サービス事業、ゲーミング＆システム事業に加えて、中長期的に成長が見込まれる新たな分野も視野に入れながら、最適な経営資源の投入を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) **主要な事業内容**（2009年３月31日現在）

当企業集団の主要な事業内容は次のとおりであります。

	事業	内容
①	デジタルエンタテインメント事業	ゲームソフト、アミューズメント、カードゲーム、オンライン等のデジタルコンテンツ及びそれに関わる製品の制作、製造及び販売
②	健康サービス事業	スポーツクラブ施設運営、フィットネス機器及び健康関連商品の制作、製造及び販売
③	ゲーミング＆システム事業	カジノ施設向けゲーミング機器及びカジノマネジメントシステムの開発、製造、販売及びサービス

(6) **企業集団の主要拠点等**（2009年３月31日現在）

持株会社：

当社（東京都港区）

国内事業会社：

株式会社コナミデジタルエンタテインメント（東京都港区）
株式会社コナミスポーツ＆ライフ（東京都港区）
ＫＰＥ株式会社（神奈川県座間市）
コナミリアルエステート株式会社（東京都港区）
株式会社インターネットレボリューション（東京都港区）
株式会社ハドソン（東京都港区）

海外事業会社：

Konami Digital Entertainment, Inc.（アメリカ）
Konami Gaming, Inc.（アメリカ）
Konami Australia Pty Ltd（オーストラリア）
Konami Digital Entertainment B.V.（オランダ）
Konami Digital Entertainment GmbH（ドイツ）
Konami Digital Entertainment Limited（香港）
Konami Software Shanghai, Inc.（中国上海市）

（注）所在地については、本社所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2009年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
デジタルエンタテインメント事業	3,193名	119名増
健康サービス事業	1,584名	27名減
ゲーミング＆システム事業	374名	19名増
その他の事業	274名	53名増
全社（共通）	207名	4名減
合計	5,632名	160名増

（注）１．使用人は、連結ベースの就業人員であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
79名	6名増

（注）使用人は、当社の就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況（2009年３月31日現在）

① 重要な子会社

名　称	資本金	出資比率 %	主要な事業内容
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	26,000百万円	100.0	オンラインゲーム、家庭用ゲームソフト、アミューズメント機器、玩具、カードゲーム、携帯電話向けコンテンツ、音楽・映像ソフト、書籍・雑誌等の企画、制作、製造及び販売
株式会社コナミスポーツ＆ライフ	11,000百万円	100.0	スポーツクラブ施設の運営、健康関連商品及びサービスの企画、製造及び販売
ＫＰＥ株式会社	1,000百万円	100.0	パチンコ機用液晶ユニット等の制作、製造及び販売
コナミリアルエステート株式会社	10,000百万円	100.0	不動産の賃貸・管理
株式会社インターネットレボリューション	1,250百万円	(70.0) 70.0	インターネットポータルサイトの運営
株式会社ハドソン	5,064百万円	53.9	モバイル、オンラインゲームコンテンツ及び家庭用ゲームソフトの制作、製造及び販売
Konami Corporation of America	35,500千米ドル	100.0	米州における持株会社
Konami Digital Entertainment, Inc.	23,870千米ドル	(100.0) 100.0	米州における家庭用ゲームソフトの制作、製造及び販売
Konami Gaming, Inc.	25,000千米ドル	(100.0) 100.0	米州におけるカジノ機器の制作、製造及び販売
Konami Digital Entertainment B.V.	9,019千ユーロ	100.0	欧州におけるカードゲーム商品及びアミューズメント機器の販売
Konami Digital Entertainment GmbH	5,113千ユーロ	(100.0) 100.0	欧州における家庭用ゲームソフトの制作、製造及び販売
Konami Digital Entertainment Limited	19,500千香港ドル	100.0	アジアにおける製品の製造及び販売
Konami Software Shanghai, Inc.	2,000千米ドル	100.0	アジアにおける家庭用ゲームソフトの制作
Konami Australia Pty Ltd	30,000千豪ドル	100.0	豪州におけるカジノ機器の制作、製造及び販売

（注）１．出資比率欄上段の（　）内表示は、間接所有比率で下段の内数となっております。

２．株式会社コナミデジタルエンタテインメントは、2008年５月に韓国においてKonami Digital Entertainment Co.を設立しております。

３．株式会社コナミスポーツ＆ライフは、2008年６月にスポーツプレックス・ジャパン株式会社と合併しております。

② 企業結合の状況

上記の重要な子会社14社を含む連結子会社は23社、持分法適用会社は１社であります。

なお、連結決算の概要は、「１．企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(9) 主要な借入先の状況（2009年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	687百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	109百万円

２．会社の株式に関する事項

株式の状況（2009年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 450,000,000株

② 発行済株式の総数 143,500,000株

③ 株主数 53,786名

④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（％）
財団法人上月スポーツ・教育財団	14,700	11.01
コウヅキホールディング ビイヴイ	13,530	10.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,535	8.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,465	7.84
コウヅキキャピタル株式会社	7,036	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４Ｇ）	4,400	3.30
株式会社三井住友銀行	4,135	3.10
JPモルガン証券株式会社	2,989	2.24
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,599	1.95
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,702	1.28

（注）出資比率は、自己株式（10,038千株）を控除して計算しております。

３．会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2009年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役	上月景正	会長兼社長
代表取締役	山口憲明	副社長
代表取締役	東尾公彦	副社長
取締役	上月景彦	株式会社コナミスポーツ＆ライフ代表取締役会長
取締役	五代友和	株式会社マヤテック代表取締役会長
取締役	水野博之	広島県産業科学技術研究所所長 （元　松下電器産業株式会社※副社長） ※は現在のパナソニック株式会社
取締役	弦間明	株式会社資生堂相談役 （元　株式会社資生堂代表取締役社長）
常勤監査役	大沼昇	（元　株式会社三井住友銀行理事）
監査役	大堀太千男	（元　警視総監）
監査役	水野勝	日本たばこ産業株式会社顧問 （元　国税庁長官、元　日本たばこ産業株式会社代表取締役社長）
監査役	雀部昌吾	バンドー化学株式会社相談役 （元　バンドー化学株式会社代表取締役社長）

（注）１．取締役のうち五代友和、水野博之及び弦間明の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役大沼昇、大堀太千男、水野勝及び雀部昌吾の４氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．常勤監査役大沼昇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査役水野勝氏は、国税庁長官等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	561百万円
監査役	4名	45百万円
合計	11名	606百万円

（注）当社は、2007年６月28日開催の第35回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。なお、当事業年度末現在における今後の支給予定総額は、取締役４名に対し1,310百万円（うち社外取締役１名に対し６百万円）及び社外監査役１名に対し11百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

区分	氏名	兼任先会社名	兼任の内容
取締役	五代友和	株式会社コナミスポーツ＆ライフ	社外取締役
		株式会社マヤテック	代表取締役会長
	水野博之	株式会社メガチップス	社外取締役
	弦間明	キリンホールディングス株式会社	社外取締役
監査役	大沼昇	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	社外監査役
		株式会社コナミスポーツ＆ライフ	社外監査役
	雀部昌吾	日本毛織株式会社	社外取締役

（注）取締役五代友和氏は、株式会社マヤテックの代表取締役会長を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	五代友和	当事業年度開催の取締役会の９回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	水野博之	当事業年度開催の取締役会９回のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	弦間明	当事業年度開催の取締役会の９回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大沼昇	当事業年度開催の取締役会９回のうち８回に、また当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	大堀太千男	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	水野勝	当事業年度開催の取締役会９回の全てに、また当事業年度開催の監査役会10回のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	雀部昌吾	当事業年度開催の取締役会９回のうち７回に、また当事業年度開催の監査役会10回のうち９回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	７名	79百万円

(注) 上記社外役員の報酬等の総額は、「３．⑵ 取締役及び監査役の報酬等の総額」に含まれております。

⑤ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は10百万円であります。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　　　　　　　　あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	231百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	349百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当社は米国企業改革法（SOX）に係る監査も受けておりますが、これら全ての合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、Konami Corporation of America、Konami Digital Entertainment B.V.他６社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「株主を含む全てのステークホルダーとの良好な関係の維持、並びに良き企業市民としての社会貢献」を基本方針として掲げております。コンプライアンス体制に関しましては、その徹底強化を図るとともに、コンプライアンス委員会が中心となって、その維持・強化を推し進めてまいります。具体的には、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保してまいります。

また、違法行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図っております。さらに、法令遵守の一環として反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

当社は、ニューヨーク証券取引所に上場していることにより、米国企業改革法（SOX）の要請に基づく内部統制システムの構築についても、既にその実績を積み上げております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化を通じて、これを適切に保存・管理する体制を構築いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント委員会が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行ってまいります。また、非常時対応についても、別途整備した危機管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会が中心となって速やかに対応を行う体制とします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員行動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げております。これらはホームページや情報システムを通じて全職員に徹底しており、また、その運用については、コンプライアンス委員会が中心となって、体制強化に努めます。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

純粋持株会社である当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めてまいります。情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図ります。監査役会による監査体制も、純粋持株会社を中心としたグループ監査体制を構築しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べることができるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

６．会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針を次のとおり定めております。

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、企業理念として、「『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す」ことを掲げ、「株主最重視の基本姿勢」及び「ステークホルダーとの良好な関係の維持と良き企業市民としての社会貢献」を経営の基本方針としており、「国際基準」、「公正な競争」、「高収益の追求」を経営の具体的な指針として、グループ経営資源の最適活用をより一層目指し、これらの企業価値の源泉を継続的・安定的に成長・拡大していくことにより、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

このような当社の基本方針を維持・発展させていくためには、コーポレートガバナンス体制の強化は不可欠であると認識し、常にその時々で最も厳しい基準に準拠した体制整備に取り組んでおります。当社及び当社グループは、めまぐるしく変化する市場環境に対応するために、2006年３月31日、持株会社体制に移行し、「デジタルエンタテインメント事業」、「健康サービス事業」、「ゲーミング＆システム事業」の３つの事業を柱とした新たな経営をスタートいたしました。持株会社がグループ全体の経営戦略の策定、各事業会社における業務執行状況のチェック等の機能を担う一方、事業会社は会社の事業領域の中でタイムリーな意思決定を行うことにより、時代の変化を先取りする経営を実践します。そして、持株会社体制のメリットである「経営の透明性のさらなる向上」、「機動的な経営体制の構築」、「徹底した収益責任体制の構築」を最大限に実現してまいります。

以上の取組みにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るとともに、当社グループに課せられた社会的責任を果たしたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 大規模買付行為に対する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定するべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に活かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えております。

そこで、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様がかかる買付行為に応じるか否かの判断を適切に行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる買付行為者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付者において、株主の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当

社取締役会における一定の評価期間を経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

以上の基本方針に基づき、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるため、2007年６月28日開催の第35回定時株主総会の決議を受け、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）を導入しております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」を定め、かかる大規模買付ルールに従い、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて対抗措置として、大規模買付者等にとって差別的行使条件が付された新株予約権の無償割当て等の措置を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様の判断を仰ぐこととなります。

③ 対象となる大規模買付行為

本プランでは、以下の(a)または(b)に該当する行為もしくはこれに類似する行為または提案がなされた場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等

(b) 当社が発行者である株券等について、買付け等に係る株券等の株券等所有割合及び特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け等

④ 大規模買付情報の提供の要求

大規模買付者には、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出いただき、当社取締役会はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

提出された情報が大規模買付情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、必要に応じて大規模買付者に対し、大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

⑤　当社取締役会による買付価格の評価検討・決議

当社取締役会は、社外取締役、社外監査役及び社外有識者からなる独立委員会の勧告を最大限に尊重し、必要に応じ外部専門家の助言を受け、一定の期間（対価を現金のみ（円貨）とする場合は、大規模買付者が大規模買付情報の提供完了日から起算して60日間、その他の場合は90日間。）、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

そして、当社取締役会は、最終的に対抗措置の発動・不発動につき決議し、速やかにその内容その他の事項について情報開示を行います。

⑥　大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a)　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置として、会社法その他の法律及び当社定款で定められている適切な措置をとることがあり、かかる措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

(b)　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しませんが、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

(4)　本取組みが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

①　独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、独立委員会を設置します。独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルールの遵守状況の確認、買付内容等の検討及び対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。

② 株主意思を尊重するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会における株主の皆様のご承認のもとに本プランを導入しております。

③ 外部専門家の助言

当社取締役会、監査役及び独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

④ 合理的な客観的条件の設定

本プランにおける対抗措置は、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにしており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑤ デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランの有効期間は、2007年６月28日開催の当社第35回定時株主総会終結の時から2010年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの３年間とし、また、有効期間内であっても、当社取締役会により本プランを廃止することが可能です。

以上から、前記(3)の取組みが前記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

なお、本プランの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.konami.co.jp/ja/news/topics/070522/index.pdf）に掲載しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した高配当と企業価値の向上が、株主の皆様への重要な利益還元と考えております。内部留保につきましては、今後も会社の継続的な成長力と競争力の強化を図るため、将来性の高い分野に対する投資に活用していく考えでおります。

当連結会計年度につきましては、2008年11月28日に中間配当として１株当たり27円を実施しており、期末配当27円との合計で１株当たり54円の利益配当を実施することといたしました。

連結貸借対照表

（2009年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産		**流動負債**	
現金及び現金同等物	53,568	１年以内返済予定の長期借入債務及びキャピタル・リース債務	3,627
受取手形及び売掛金（貸倒引当金控除後）－2009年３月31日現在の貸倒引当金は470百万円	30,624	支払手形及び買掛金	17,430
		未払税金	6,683
棚卸資産	23,512	未払費用	17,738
繰延税金資産	19,203	前受収益	7,586
前払費用及びその他の流動資産	9,768	その他の流動負債	9,322
流動資産合計	136,675	流動負債合計	62,386
有形固定資産	**60,552**	**固定負債**	
投資及びその他の資産		長期借入債務及びキャピタル・リース債務（１年以内返済予定分を除く）	37,739
市場性のある有価証券	560	未払退職・年金費用	2,941
関連会社に対する投資	2,119	繰延税金負債	6,564
識別可能な無形固定資産	35,883	その他の固定負債	8,501
営業権	21,925	固定負債合計	55,745
差入保証金	27,959	負債合計	118,131
繰延税金資産	3,641	**（少数株主持分）**	
その他の資産	12,356	少数株主持分	4,907
投資及びその他の資産合計	104,443	**（契約債務及び偶発債務）**	
		契約債務及び偶発債務	
		（資本の部）	
		資本金	**47,399**
		資本剰余金	**77,090**
		利益準備金	**284**
		利益剰余金	**76,947**
		その他の包括利益累計額	**98**
		自己株式	**△23,186**
		資本合計	178,632
資産合計	**301,670**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**301,670**

連結損益計算書

（自　2008年４月１日
至　2009年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
売上高		309,771
営業費用		
売上原価	212,636	
販売費及び一般管理費	58,653	
構造改革費用	11,121	282,410
営業利益		**27,361**
その他の収益（費用）		
受取利息	459	
支払利息	△1,468	
為替差損益―純額	△1,641	
その他―純額	8	△2,642
税引前当期純利益		**24,719**
法人税等		10,715
少数株主利益及び持分法投資利益調整前当期純利益		14,004
少数株主利益		640
持分法投資利益（損失）－純額		△2,490
当期純利益		**10,874**

連結資本勘定計算書

（自　2008年４月１日
　至　2009年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
資本金	
期首残高	47,399
期末残高	47,399
資本剰余金	
期首残高	77,078
自己株式の処分による減少	△0
株式に基づく報酬	12
期末残高	77,090
利益準備金	
期首残高	284
期末残高	284
利益剰余金	
期首残高	73,492
当期純利益	10,874
配当金	
１株当たり　54.0円	△7,419
期末残高	76,947
その他の包括利益（損失）累計額	
期首残高	2,579
為替換算調整額	△2,078
売却可能な有価証券の未実現評価損益－純額	△59
年金債務調整額	△344
期末残高	98
自己株式	
期首残高	△18,073
自己株式の取得	△5,576
新株予約権の行使による減少	463
期末残高	△23,186
資本合計	178,632

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

連結の範囲に関する事項

１．連結子会社の数　　23社

２．主要な連結子会社の名称

株式会社コナミデジタルエンタテインメント、株式会社コナミスポーツ＆ライフ、ＫＰＥ株式会社、コナミリアルエステート株式会社、株式会社インターネットレボリューション、株式会社ハドソン、Konami Corporation of America、Konami Digital Entertainment, Inc.、Konami Gaming, Inc.、Konami Digital Entertainment B.V.、Konami Digital Entertainment GmbH、Konami Digital Entertainment Limited、Konami Software Shanghai, Inc.、Konami Australia Pty Ltd

持分法の適用に関する事項

１．持分法適用会社の数　　１社

２．持分法適用会社の名称　リゾートソリューション株式会社

重要な会計方針

１．連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

２．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

売買目的の有価証券及び売却可能な有価証券のうち、公正価額が容易に確定できるものは、公正価額で計上しております。償還期限まで保有する有価証券は、プレミアム及びディスカウントの償却調整後の償却原価で計上しております。売却可能な有価証券の売却により実現する損益は、平均原価法に基づいて算出しております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産のうち、再販用の商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、低価法により評価されております。原価の算定においては、ソフトウエア製品については個別法、その他については平均法を適用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………………………主に定率法を採用しております。

社内利用目的のソフトウエア……定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．営業権及び識別可能な無形固定資産

営業権は、被買収会社の取得価額と被買収会社の純資産の見積公正価額との差額を表しております。識別可能な無形固定資産は、商標、会員リスト、ゲーミング・ライセンス、既存の技術及びフランチャイズ契約等に関連する無形固定資産を示しており、主として子会社の取得に伴って取得したものであります。営業権及び耐用年数が確定できない識別可能な無形固定資産については、財務会計基準書（Statements of the Financial Accounting Standards、以下「SFAS」）第142号「営業権及びその他の無形固定資産」の要件に従い、少なくとも年１回の公正価額に基づいた減損の判定を行う必要があり、毎連結会計年度末に減損テストを行っております。耐用年数が確定できる識別可能な無形固定資産については、７年から15年の見積耐用年数で償却を行っております。

６．長期性資産の減損または処分

SFAS第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」に基づいて、長期性資産の帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合、その資産について減損に関する検討を行っております。帳簿価額が当該資産に係る割引前の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、認識すべき減損額はその資産の帳簿価額のうち見積公正価額を上回る部分となります。処分予定の資産は、帳簿価額と公正価額から売却に係る費用を差し引いた額のうち、いずれか低い方の額で評価されます。

７．未払退職・年金費用

SFAS第87号「雇用主の年金会計」及びSFAS第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」に基づいて会計処理しております。制度の一部は、複数事業主による確定給付型制度として、各期間における要拠出額に基づいた純年金費用の認識を要求されております。

８．株式を基礎とした報酬

株式を基礎とした報酬について、SFAS第123号（改訂版）「株式を基礎とした報酬の会計処理」に基づいて会計処理しております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

10．記載金額について

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

重要な会計方針の変更

１．当連結会計年度より、SFAS第157号「公正価値の測定」を適用しております。SFAS第157号は、公正価値を定義し、公正価値の測定に関する枠組みを構築するとともに、公正価値の測定に関する開示について規定しております。SFAS第157号の適用による当社及び子会社の財政状態及び経営成績に対する重要な影響はありません。

２．当連結会計年度より、SFAS第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値オプション－SFAS第115号の改訂を含む」を適用しております。SFAS第159号は、特定の金融資産及び金融負債について公正価値による測定を選択できることを規定しており、公正価値オプションを選択した項目に関する未実現損益は損益に計上されることとなります。当社及び子会社は、当連結会計年度において公正価値のオプションを選択していないため、SFAS第159号の適用による当社及び子会社の財政状態及び経営成績に対する重要な影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　79,386百万円

２．その他の包括利益累計額

当連結会計年度末におけるその他の包括利益累計額の内訳は以下のとおりであります。

為替換算調整額	188百万円
売却可能な有価証券の未実現評価損益－純額	9百万円
年金債務調整額	△99百万円
その他の包括利益累計額	98百万円

（連結資本勘定計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　143,500,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2008年５月15日取締役会	普通株式	3,708	27.00	2008年３月31日	2008年６月６日
2008年11月６日取締役会	普通株式	3,711	27.00	2008年９月30日	2008年11月28日
計	－	7,419	－	－	－

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2009年５月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,603	27.00	2009年３月31日	2009年６月５日
計	－	－	3,603	－	－	－

３．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　741,968株

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,338円46銭

１株当たり当期純利益　79円30銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（2009年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	(180,952)	（負債の部）	(34,816)
流動資産	**64,706**	**流動負債**	**17,934**
現金及び預金	33,495	短期借入金	15,204
営業未収入金	3,833	１年以内に返済予定の長期借入金	592
前払費用	201	未払金	671
繰延税金資産	146	未払費用	341
短期貸付金	24,477	未払法人税等	1,098
未収法人税等	2,342	預り金	26
その他	214	**固定負債**	**16,881**
貸倒引当金	△5	社債	15,000
固定資産	**116,246**	長期借入金	554
有形固定資産	**442**	退職給付引当金	6
建物付属設備	156	その他	1,321
車両運搬具	18	（純資産の部）	(146,136)
工具器具備品	268	**株主資本**	**146,127**
無形固定資産	**7**	**資本金**	**47,398**
ソフトウェア	3	**資本剰余金**	**43,240**
商標権	3	資本準備金	36,893
その他	0	その他資本剰余金	6,347
投資その他の資産	**115,797**	**利益剰余金**	**77,843**
投資有価証券	855	利益準備金	283
関係会社株式	112,120	その他利益剰余金	77,559
長期貸付金	2,130	別途積立金	55,794
長期前払費用	8	繰越利益剰余金	21,764
繰延税金資産	65	**自己株式**	**△22,354**
差入保証金	563	**評価・換算差額等**	**8**
その他	54	**その他有価証券評価差額金**	**8**
貸倒引当金	△0		
合計	**180,952**	**合計**	**180,952**

損益計算書

（自　2008年４月１日
至　2009年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
経営管理料収入	6,999	
受取配当金収入	14,457	21,456
営業費用		
販売費及び一般管理費		5,700
営業利益		**15,755**
営業外収益		
受取利息	342	
その他	37	380
営業外費用		
支払利息	115	
社債利息	242	
為替差損	29	
その他	26	413
経常利益		**15,721**
特別利益		
貸倒引当金戻入益	17	17
特別損失		
固定資産除売却損	1	
関係会社株式評価損	3,874	
関係会社株式売却損	349	4,225
税引前当期純利益		**11,513**
法人税、住民税及び事業税	1,473	
法人税等調整額	585	2,058
当期純利益		**9,454**

株主資本等変動計算書

（自　2008年４月１日
至　2009年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2008年3月31日残高	47,398	36,893	6,347	43,240	283	52,094	23,429	75,807	△17,241	149,205
当期変動額										
剰余金の配当							△7,419	△7,419		△7,419
別途積立金の積立						3,700	△3,700	－		－
当期純利益							9,454	9,454		9,454
自己株式の取得									△5,582	△5,582
自己株式の処分			△0	△0					469	469
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	3,700	△1,664	2,035	△5,113	△3,078
2009年3月31日残高	47,398	36,893	6,347	43,240	283	55,794	21,764	77,843	△22,354	146,127

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2008年3月31日残高	67	67	149,272
当期変動額			
剰余金の配当			△7,419
別途積立金の積立			－
当期純利益			9,454
自己株式の取得			△5,582
自己株式の処分			469
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△58	△58	△58
当期変動額合計	△58	△58	△3,136
2009年3月31日残高	8	8	146,136

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式…………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券　時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………………………………定率法を採用しております。

無形固定資産………………………………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用………………………………定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、13年による按分額を費用に戻し入れ処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。

4．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

5．記載金額について

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（1993年６月17日（企業会計審議会第一部会）、2007年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（1994年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、2007年３月30日改正））を適用しております。

なお、2008年３月31日以前に契約されたリース契約については、通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。

また、この変更による重要な影響はありません。

表示方法の変更

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収入金」（当事業年度末残高８百万円）は、当事業年度において、金額的重要性が低くなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	28,314百万円
短期金銭債務	15,720百万円
長期金銭債権	2,646百万円
長期金銭債務	350百万円
２．有形固定資産の減価償却累計額	425百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
営業収益	21,449百万円
販売費及び一般管理費	2,000百万円
営業取引以外の取引高	1,276百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当期末における自己株式の種類及び株式数

	前期末株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
普通株式	6,178	4,028	168	10,038
合計	6,178	4,028	168	10,038

（変動事由の概要）

増加株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　4,000千株

単元未満株式の買取りによる増加　28千株

減少株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの権利行使による減少　165千株

単元未満株式の売渡による減少　2千株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資等	2,220百万円
長期未払金	537百万円
未払費用等	195百万円
その他	32百万円
繰延税金資産　小計	2,986百万円
評価性引当額	△2,768百万円
繰延税金資産　合計	217百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5百万円
繰延税金負債　合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	211百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	直接 100.0%	役員の兼任	経営管理料の受取	3,882	営業未収入金	1,964
				資金の貸付及び借入 受取利息 支払利息	13,843 3 76	短期借入金	13,843
	株式会社コナミスポーツ＆ライフ	直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付 受取利息	20,143 171	短期貸付金	20,143
				関係会社株式の売却 関係会社株式売却損	709 349	－	－
	コナミリアルエステート株式会社	直接 100.0%	役員の兼任	事務所賃借料等の支払	1,408	前払費用 差入保証金	125 516
				資金の貸付 受取利息	2,695 38	短期貸付金 長期貸付金	565 2,130
	ＫＰＥ株式会社	直接 100.0%	－	資金の貸付 受取利息	1,846 50	短期貸付金	1,846
	Konami Corporation of America	直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付 受取利息	1,326 54	短期貸付金	1,326

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

1．経営管理料の受取については、純粋持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。

2．関係会社株式の売却価格については、財産評価基本通達に基づく評価額等を勘案して、契約により決定しております。

3．資金の貸付・借入については、当社がコナミグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものを含んでおり、期末残高を記載しております。なお、利率については、市場金利等を参考に決定しております。

4．事務所賃借料等の支払については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

5．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,094円97銭
１株当たり当期純利益	68円95銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年５月12日

コ　ナ　ミ　株　式　会　社
取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　田名部　雅　文　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　山　根　洋　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コナミ株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結資本勘定計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　重要な会計方針１参照）に準拠して、コナミ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年５月12日

コ ナ ミ 株 式 会 社
取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 田名部　雅　文 ㊞
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山　根　洋　人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コナミ株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2008年４月１日から2009年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、当期の監査方針、監査計画、各監査役の業務分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議に関してその内容を確認し、同決議に基づく体制の整備状況を検証いたしました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び会社法施行規則第127条第２号の各取組みに関しては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社からの事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2009年５月13日

コナミ株式会社　監査役会

常勤監査役　大沼　　昇　㊞

監　査　役　大堀　太千男　㊞

監　査　役　水野　　勝　㊞

監　査　役　雀部　昌吾　㊞

（注）監査役４名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が本年１月５日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、会社法第221条により決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は引き続きこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています）

現　行　定　款	変　更　案
（株券の発行）	
第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　除）
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数および単元未満株券の不発行）	（単元株式数）
第９条　当会社の単元株式数は100株とする。	第８条　当会社の単元株式数は100株とする。
２．当会社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	（削　除）
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

現　行　定　款	変　更　案
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第11条　　　　（条文省略）	第10条　　　　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規則） 第13条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第12条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
第14条～第40条　（条文省略）	第13条～第39条　（現行どおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新　設）	第２条　前条および本条は、2010年１月６日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
1	上　月　景　正 (1940年11月12日生)	1969年３月　コナミ工業創業 1973年３月　コナミ工業株式会社（現コナミ株式会社）設立 1987年６月　当社代表取締役会長 1994年６月　当社代表取締役会長兼社長（現任）	113,934株
2	山　口　憲　明 (1944年１月26日生)	1994年６月　当社入社 1994年６月　当社常務取締役国際本部長 1995年７月　当社常務取締役管理本部長 1996年２月　当社常務取締役財務本部長 2000年６月　当社取締役執行役員専務財務本部長 2001年６月　当社代表取締役執行役員専務財務本部長 2003年１月　当社代表取締役執行役員副社長 2007年４月　当社代表取締役副社長（現任）	56,495株
3	東　尾　公　彦 (1959年９月24日生)	1997年12月　当社入社 2000年１月　当社執行役員関西地区代表 2003年５月　当社執行役員人事本部長 2005年６月　当社取締役人事本部長 2008年５月　当社代表取締役副社長（現任）	23,385株
4	上　月　拓　也 (1971年５月19日生)	1997年11月　Konami Computer Entertainment America,Inc.取締役副社長 2001年10月　Konami Corporation of America取締役社長 2002年10月　Konami Computer Entertainment Hawaii,Inc.取締役会長兼Konami Corporation of America取締役会長	13,430株

候補者番　号	氏　　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
5	五　代　友　和 （1939年10月６日生）	1992年５月　当社取締役（現任） <他の法人等の代表状況> ・株式会社マヤテック代表取締役会長	9,368株
6	水　野　博　之 （1929年４月20日生）	1990年６月　松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）副社長 1994年８月　スタンフォード大学顧問教授 2001年６月　当社取締役（現任） <他の法人等の代表状況> ・広島県産業科学技術研究所所長	9,898株
7	弦　間　明 （1934年８月１日生）	1997年６月　株式会社資生堂代表取締役社長 2001年６月　同社代表取締役執行役員会長 2003年６月　同社相談役（現任） 2004年６月　当社取締役（現任）	8,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．五代友和、水野博之及び弦間明の３氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とした理由
社外取締役候補者各氏は、いずれも事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。
(2) 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
五代友和氏　17年
水野博之氏　８年
弦間　明氏　５年
(3) 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役候補者各氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役大沼昇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
大　沼　　昇 （1948年１月１日生）	1970年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1998年４月　同行福岡支店長 1999年４月　同行理事 1999年６月　当社常勤監査役（現任）	1,896株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　　２．大沼昇氏は、社外監査役候補者であります。
　　　３．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
　　　　(1) 社外監査役候補者とした理由
　　　　　　大沼昇氏は、金融機関における長年の経験と豊富な知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者といたしました。
　　　　(2) 当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）　10年
　　　　(3) 責任限定契約の内容の概要
　　　　　　当社は、大沼昇氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以　上

〈株主総会会場ご案内図〉

会場　東京都品川区東品川四丁目10番１号
　　　コナミスポーツクラブ本店「アリーナ」

～交通機関～
■京浜急行「青物横丁」駅（特急・急行停車）より徒歩５分
■りんかい線「品川シーサイド」駅（出口Ｂ）より徒歩５分
＊駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。